

# 2-20.DBJ・商工中金による危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

## 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

## 【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

## 【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

## 【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

## 【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定

## 【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口） 0120-598-600

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

なお、中堅・大企業向け資金繰り支援のうち、令和2年度第2次補正予算において措置予定の上記以外の支援策については、詳細が決まり次第掲載いたします。